本件事業のうち、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第３項に規定する港湾区域及び同条第４項に規定する臨港地区内において行う臨港道路新設工事は、同条第５項第４号に掲げる臨港交通施設に関する事業であり、当該港湾区域及び臨港地区外において行う臨港道路新設工事は、平成21年８月31日付けで港湾管理者である大分県が国土交通大臣から同条第６項の規定により港湾施設として認定を受けた港湾施設とみなされるものに関する事業であることから、本件事業は、法第３条第10号に掲げる港湾法による港湾施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

重要港湾中津港（以下「本港」という。）の港湾管理者は大分県であるが、港湾法第52条第１項の規定により、国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができるとされているところ、本件事業については、同項の規定に基づき、平成26年４月１日付けで国土交通大臣と港湾管理者である大分県とが直轄工事の協議を行い、同日付けで両者の協議が調ったことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本港は、大分県と福岡県との県境付近に位置し、古くから瀬戸内海沿岸地域との海上交通の要衝として発展してきた港であり、大分県北部地域における産業、経済の拠点都市である中津市を背後に擁する港湾である。

本港における主な取扱品目は、完成自動車、砂利・砂及び石灰石などであり、このうち完成自動車の国内移出量は全国８位で、自動車産業が集積する九州北部地域における重要な物流拠点となっている。

本港の臨港道路のうち、現在、本港と背後地域を結ぶ唯一の輸送路である臨港道路２号線は、各ふ頭を利用する港湾関連交通の用に供されているとともに、沿線住民による地域内交通の用にも広く供されている。

しかしながら、臨港道路２号線は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、臨港道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成24年10月に起業者が実施した交通量調査によると、臨港道路２号線の自動車交通量は、中津市大字田尻字田尻田地内で10,038台／日であり、混雑度は1.47となっている。

本件事業の完成により、本港が供用済みである中津日田道路を介して主要幹線道路である一般国道10号等と接続することから、物流の効率化等に寄与するとともに、臨港道路２号線の港湾関連交通を本件区間が分担することで、臨港道路２号線の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において都市計画決定権者である大分県知事が、大分県環境影響評価条例（平成11年大分県条例第11号）等に基づき、平成20年３月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質、騒音等については環境基準等を満足すると評価されており、水質については橋台施工時に濁水が発生する可能性があるものの、濁水流出防止対策の実施により河川に与える影響はできる限り回避・低減されるものと評価されていることから、起業者は本件事業の施工に当たり、当該措置を講じることとしている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年12月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているチュウヒ及びツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、オカミミガイ等が確認されている。これらのうち、オオタカ及びハヤブサについては、計画路線周辺に営巣は確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから、生息環境は保全されるものとされている。アオヘリアオゴミムシ、チュウヒ及びツマグロキチョウについては、計画路線周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから、生息環境は保全されるものとされている。メダカ及びオカミミガイについては、起業者は橋台工事を施工するに当たり、濁水流出防止対策を実施するなど生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本港が主要幹線道路と接続し、物流の効率化等を図ることを主な目的として、港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年国土交通省令第15号）（以下「省令」という。）及び港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成19年国土交通省告示第395号）（以下「告示」という。）並びに省令及び告示に定めのない事項については道路構造令（昭和45年政令第320号）等に基づき、４車線の臨港道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、省令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成20年３月25日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、本港と主要幹線道路とを接続する道路を早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、臨港道路２号線は自動車交通量が多く、交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、中津市長を会長とする中津港利用促進振興協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県中津市役所